

平成29年3月第9回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成29年3月6日第9回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 鈴木 高行  | 2 番 | 渡邊 重益  |
| 3 番 | 小野 一雄  | 4 番 | 佐藤 邦彦  |
| 5 番 | 小野 典子  | 6 番 | 高野 進   |
| 7 番 | 安藤 美重子 | 8 番 | 渡邊 健一  |
| 9 番 | 高野 孝一  | 10番 | 佐藤 正司  |
| 12番 | 大槻 和弘  | 13番 | 百井 いと子 |
| 14番 | 鈴木 邦昭  | 15番 | 木村 満   |
| 16番 | 熊田 芳子  | 17番 | 佐藤 アヤ  |
| 18番 | 佐藤 實   |     |        |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財務班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美 和 子	健康推進	岡 元 比 呂 美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長	鈴 木 邦 彦
		兼学務課長	
生涯学習	佐 藤 和 江	農業委員会	菊 地 和 彦
課 長		事務局長	
選挙管理委員会	阿 部 清 茂	代表監査	澤 井 俊 一
書記長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壯 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 8号 亶理町入札監視委員会条例
- 日程第 3 議案第 9号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第10号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第11号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 7 議案第13号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第14号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項  
の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 9 議案第15号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関  
係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条  
例
- 日程第11 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度太  
陽光発電施設用地道路復旧工事）
- 日程第12 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度2  
3都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事  
（繰越））
- 日程第13 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度下

茨田橋架替工事（復交）

- 日程第14 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度荒  
浜地区防災公園整備工事（復交））
- 日程第15 議案第21号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度中  
央第3-1号雨水幹線工事）
- 日程第16 議案第22号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第23号 町道の路線廃止について
- 日程第18 議案第24号 町道の路線認定について
- 日程第19 議案第25号 平成28年度亘理町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第26号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第21 議案第27号 平成28年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第22 議案第28号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予  
算（第2号）
- 日程第23 議案第29号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第24 議案第30号 平成28年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第2号）
- 日程第25 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第26 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により5番 小野典子議員、6番

高野 進議員を指名いたします。

日程第2 議案第8号 亶理町入札監視委員会条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第8号 亶理町入札監視委員会条例を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） それでは、議案第8号の亶理町入札監視委員会条例についてご説明申し上げます。まず、議案書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

亶理町入札監視委員会条例第1条の設置でございますが、この条例につきましては、昨年の12月に策定いたしました亶理町入札制度改革案及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、入札及び契約の過程並びに内容につきまして、不当な圧力と不正行為の排除を行い、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図ることを目的に、中立で公立的な立場から客観的に審査並びに監視を行う第三者機関となる亶理町入札監視委員会を設置するための制定でございます。

第2条につきましては、事務所掌でございますが、第1号につきましては、入札及び契約手続の状況等について報告を受けること。第2号であります。委員会が無作為に抽出した入札案件に関する内容や経緯について審議を行うことでもあります。第3号が、再苦情処理に関すること。第4号が町長が必要と認める事項に関する調査審議を行うこととしておるわけでもあります。

第3条であります。組織及び任期等でございます。2ページ目をお開き願いたいと思いますけれども、委員につきましては、学識経験等を有する者を5人以内とし、任期は2年と定めております。また、亶理町入札参加資格の承認を受けているものと密接な関係に当たるものは委員となることはできないということを定めておるところでございます。

第5条でございますが、第5条は会議でございます。第4項で、委員会の審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明及び資料の提出を求めることができることとしております。また、第5項であります。委員会は非公開とします

けれども、議事概要は公表することとしております。なお、第2条第1号、第2号及び第4号に係る定例の会議は、原則年2回開催することと定めておるところでございます。

3ページになりますけれども、第6条であります。意見の具申又は勧告でございますけれども、委員会は審議において不適切な点、もしくは改善すべき点があると認めるときは、町長に意見の具申又は是正の勧告を行うことができるものとしております。第2項では、その内容につきまして公表することと定めておるところでございます。

第7条再苦情の処理、あるいは第8条は委員の除斥、第9条は守秘義務でありますけれども、これらを定めておるところでございます。

附則でありますけれども、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでありまして、また、本条例で設置する委員会の委員に支給する報酬につきましては、亶理町特別職の職員である非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で規定するものでございますけれども、その一部改正を本条例の附則第2項で行いまして、報酬額については表のとおりでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、何点か質問いたします。

まず、第1条です。第1条設置でございますが、条文の中に入札及び契約の過程並びに契約の内容について不当な圧力と不正行為の排除とありまして、その続きで、入札及び契約事務の公正な執行を図るとあります。これは、入札を監視される対象というのは、どういったものを想定しているのか。また、これは町職員も入るのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） ただいまの質問にお答えいたします。

監視の対象につきましては、第2条に監視委員会の所掌事務ということで大きな役割を載せておりますけれども、こちらの中で、町の入札及び契約手続の運用状況の報告を受けるとともに入札の結果に基づきまして、委員の方が抽出した案件につ

いて審議をいただくものでございますけれども、監視の対象になりますのは、入札に参加した業者及び入札から契約までの手続にかかわる職員、こちらの両方が監視の対象となります。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 次に、第6条であります、意見の具申又は勧告とあります。そして、続けて、委員会は第2条第1号、第2号及び第4号の事務に関して、それから不適切な点もしくは改善すべき点があると認めたときは、町長に意見の具申又は是正の勧告を行うことができるとあり、公表規定まである厳しい内容だと私は思います。具体的に、どういった事例をここでは想定しているのか、明示願いたいと思います。また、違法性との関係性というものについての考え方をお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 第6条関係の意見の具申又は勧告につきましては、まず町のほうから報告した入札及び契約手続の運用状況の内容、また審議をいただきました案件に対する評価及び改善点があれば、これらをまとめていただきまして、本町に対しまして、入札制度に関する意見書あるいは提言書という形で町に提出をいただくことを考えております。この中で違法性があれば、当然、例えば談合が疑われるとかそういったものがあれば、公正取引委員会に通報するなど、そういった措置をとっていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後の点なのですが、今の回答に基づきまして質問いたします。第3条には、組織及び任期等の除外規定が規定されております。入札参加資格ですね。そして、第8条にも委員の除斥がうたわれております。これは議事に加わらないと。これらの規定は、客観性と公平性を担保する規定であるわけなのですが、最初の質問で、業者並びに町職員も監視対象に入るというご回答がございましたが、10条のほうに、委員会の庶務は企画財政課において行うという規定がございます。ここで、監視される当事者が入札執行者であるわけなのですが、これは、ここで庶務が行われることは公平なのか、適切なのか、説明願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 第10条関係の監視委員会の庶務についてなんですけれども、既に設置しております宮城県におきましては、契約を担当しております契約

課のほうで庶務を行っております。また、既に設置しております先進事例を見ますと、やはり、契約担当する部署で庶務を行っております。議員がおっしゃるように、企画財政課は監視を受ける立場にもあるところなんですけれども、庁内で検討しました結果、やはり監視委員会の庶務を円滑に進めていく上では、内容を熟知している企画財政課のほうが適任ではないかということで検討した結果、庶務については企画財政課としたものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 第5条6項事務に係る会議は原則として年2回開催するとございます。4項には審議のため必要があるときは、資料の提出や関係者の出席を求めるとなっていますけれども、この事務に係る会議年2回、これは何月に行うのかということとはどのように考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 年2回開催するとしておりますが、今のところ7月と2月。これは、委員の方に審議していただく際に、入札の状況を上半期と下半期に分けて審議をいただきたいということで、現在のところは7月と2月を考えております。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ここに何月と何月と入っていないということは、またずれるかもしれないということで入っていないのかどうか。それともう1つは、第7条再苦情の申立てについてでございますけれども、再苦情処理会議を開催してとか、それから定例会議において審議を行うとありますけれども、この再苦情申立てがあった日、何日以内にこれを開催するのか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、年2回の開催の月を入っていないというのは、今後設置をしてから、委員の方々の意見も聞いて調整したいということです。あとは、再苦情の申立てなんですけれども、こちらは、今回入札監視委員会の設置条例とあわせまして、本町に入札に係る苦情があった場合に対応するために、苦情処理の手續に関する要綱というものもあわせて制定する予定なんですけれども、こちらの規定に基づいて、まず町のほうに対しまして苦情申立てがあって、まずは町のほうで回答するんですけれども、その回答に対しまして不服がある場合については、

再苦情の申立てをできるという規定にしておりまして、それを受けてから委員会のほうでその内容に審議をして、審議してから7日以内にその再苦情申立てのあった方に回答するという内容にしております。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうしたら、やはり、調整するということでございますけれども、7月、2月、それから7日以内。こういった日数もきちんと入れておいた方がかえってわかりやすいのかなと思ったんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 先ほど申しましたとおり、委員会を設置しましてから委員の方々のご都合もありますので、それについては、ご意見を聞いて開催の月を調整したいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 入札の監視委員会条例ということで出されているわけですが、最近見ていると、この入札に関して辞退者がちょっと多く出ているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） ご質問の件の辞退が多いということなんですけれども、これについては、昨年10月に不祥事が発生しまして、入札の再開が12月の中旬になったわけでありまして、この間入札のほうをとめておりまして、12月になってまとめて発注をしたということもあって、受注される業者のほうも配置技術者の関係でありますとか、そういった理由によって辞退が多かったと考えております。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私が心配しているのは、この監視委員会ができるのは結構なんですけれども、いいことだと思うんですが、最近テレビでもにぎわっている豊洲の問題、ああいったものも辞退が多くて、現実にはそのことによって値段が上がり上がるということも実際問題としてあるということですから、監視委員会の中で、そういった辞退の問題についても取り扱うんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 今、議員がおっしゃられたとおり、そういった入札全

体の問題点についても、こちらのほうから提供しまして委員の方々に審議をしていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 第3条の関係について、委員会の構成についてお尋ねします。委員の構成は5人以内とするとありますけれども、現在学識経験者等とありますが、現在考えているといたしますか、内定している方々がおれば、職種だけで結構ですから説明していただきたい。

それからもう1点は、この委員会をつくることによって、企画財政課の業務量がかなり煩雑してくるのかなと想定されますが、要因の企画財政課職員の増とか、そういう職員をふやすというようなことを考えておるのかどうか。ちょっと質問いたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、第1点目の委員の構成につきましては、今現在考えておりますのが、大学の教授、それから弁護士、そして公認会計士の方、あと県職員の方を今考えておりますので、そういった方々で今後交渉して委員をお願いしたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 2点目の業務量の関係での人員の配置ですけれども、現在4月の人事異動に向けまして、今回定年退職の方も多いものですから、それを含めて今人員のほうを調整していますけれども、各課の業務量等も考えながら適正に配置していきたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 今、構成については、大学教授、弁護士、公認会計士、それから県職員とありますが、1人ずつ行っても、県職員は2名ぐらいになるんですか。複数とか。内定はしているんですか。4月1日から発足ということになるんですが、今の段階である程度決めておかないとどうなのかなということ。例えば、大学教授が何名とか、その辺の人数もわかる範囲でお答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、大学教授については1名でございます。あと、弁護士については顧問弁護士の方を考えておまして1名でございます。あとは、

公認会計士についても1名でございます。県職員の方1名と国の職員の方も考えておきまして、この辺で県には既にお願いをしているところなんですけれども、返答待ちという状況になっておきまして、大体この5人で調整をしたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 第3条ですが、ページでいうと2ページ、委員会の委員は5人以内で組織と。「5人」ではなくて「5人以内」なのかどうか。なぜならば、委員長がここから出るわけ。仮に3名しかいなかったと。委員長が1名いれば審議に入るのは2人となる。過半数いかない。どうもどうなんだろうという考え方があるんですが、「5名」なのか「5名以内」なのか、これが1つ。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 5名以内ということになっておりますけれども、町としましては5名で調整したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 同じ第3条で一番最後、入札参加資格承認者と密接な関係にある者は委員となることができない。密接な関係。下請け業者はどういうふうに捉えますか。ちょっと行きます。第8条3親等以内の親族の利害に関係ある議事に加わることができない。下請け業者がもし委員となれば、その下請け業者が排除されるのかどうか。それによって3親等以内、つながっていくわけですが。排除するのかしなのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 第3条のほうの6号の入札参加資格承認者と密接な関係にある者ということなんですけれども、下請けといいますか、あくまでも町の入札参加登録をして資格を持っている方とここで言う密接な関係にあるというのは、その業者の例えば会社の顧問になっているとか、またはその会社の会計士を務めているといった場合を想定しているものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 1ページに入るんですが、第3条の一番下。委員は学識経験等を有する者。学識経験とは何か。関連して4ページですが、一番最後の報酬及び費用弁償。そこには、専門的知識を有する者に限るということで、2万円とあるわけ。専

門的知識を有する者というのと学識経験等を有するものとはどう違うのか。まず定義から。そして、同じなら同じで結構ですから、それらを説明願います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、学識経験等と専門的知識については同じ考えでございませう。学識経験といいますのは、専門的知識も同じなんですけれども、入札制度に精通しているといいますか、そういった方と考えていただきたいと思いません。（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 3ページの第6条、改善すべき点、不適切な点、これが町長に対して意見の具申、勧告を行うことができるということでもあります。勧告または意見の具申をした場合のその後の流れはどのようになっていくわけでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

あともう1点、1ページの第2条の2項の委員会が無作為に抽出したもののの中で、考え方でございませうけれども、物件の大きい工事発注があった場合に、その辺の考え方。2点お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、1点目なんですけれども、委員会からまず町の入札の運用状況ですね、こういった報告をするとともに、あとは入札の内容について審議をしていただくわけなんですけれども、この中で問題点、あるいは改善点があれば、町に対して意見書あるいは提言書という形で提出をしていただくんですけども、町といたしましては、その提言を受け、改善すべき点があれば検討を行って改善をしていきたいというものでございませう。

あと、もう1つ、無作為の抽出の考え方なんですけれども、こちらについては、ほかで既に設置している事例を見ますと、やはり落札率の高いものが中心に抽出されております。本町におきましては、今現在年間約280件ぐらいの案件があるんですけども、大体数にしましたらこの1割程度、20件から30件ぐらいを抽出していただいて、その内容を審議していただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 無作為の中には、落札率の高いものということで、この辺あたりが私もいいのかなと思っております。勧告のほう、例えば業者に対して改善策とか勧

告、具申した場合に、町から改善策か何かの提出を受けて、それで例えばこの次の入札の業者のペナルティーみたいなものはあるんですか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 提言の内容については、あくまでも町の入札の運用状況などに対するものでございまして、業者へのペナルティーまでは想定はしておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 業者に対する改善案というか、是正をしていただくということを求めますよね。そこの考えをお願いします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 提言の中で、例えば業者の違法性、そういったものがあれば、当然町のほうで指名停止という措置をしたり、あとは談合などが疑われれば、当然公正取引委員会に通報したりという措置をとっていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亶理町入札監視委員会条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町入札監視委員会条例の件は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第9号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第9号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条

例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、議案第9号についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きいただきたいと思いますし、新旧対照表は1ページになります。

議案第9号亙理町議会委員会条例の一部を改正する条例。亙理町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、1月の臨時会で可決いただきました課設置条例の関係、機構改革に伴うものでございますけれども、その関係に伴いまして、各常任委員会における所管事項について改正を行うものでございます。

まず、総務常任委員会の項におきましては、用地対策課を削ります。それから、産業建設常任委員会の項では復興まちづくり課を施設管理課に改めるものでございます。教育福祉常任委員会の項におきましては、被災者支援課をこども未来課に改めるもので、この一部改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 亙理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亙理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 亙理町町税条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第10号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案第10号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案書の6ページをお開き願います。

今回の改正は、昨年6月の議会で承認をいただきました法人町民税の税率の改正、軽自動車税の環境性能割の創設、軽自動車税の名称変更等について、本年4月1日からの消費税引き上げに伴い4月1日より執行できるように町税条例を改正いたしました。消費税率の10%への引き上げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期するとともに、関連する税制上の措置等について所要の見直しを行います。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布、施行されたことに伴いまして、先般承認をいただきました町民法人税の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割等について一旦削除いたしまして、消費税率の引き上げ時期に合わせて法人町民税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割等が施行できるように改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、新旧対照表の2ページから主な改正点についてご説明をいたします。

まず、第1条におきまして、附則第7条の3の2第1項において、個人住民税におきます住宅所得等に係る住宅借入金控除の適用年限を平成41年度から平成43年度に、対象居住年を平成31年から平成33年に、それぞれ2年間延長するものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページになります。第2条亶理町町税条例の一部を改正する条例。平成28年亶理町条例第13号については、平成28年改正条例の第1条中の環境性能割に関する改正部分、あと、法人町民税の税率改正部分を消費税率の延期により削除するものであります。あわせて平成28年改正条例中に1条の2を追加いたしまして、改正後の平成28年改正条例第1条に削除されます規定を、消費税の変更時期、平成31年10月1日に適用するため、軽自動車税を種別割に改正する規

定、軽自動車税の環境性能割の創設に伴う改正規定、法人町民税の税率改正等について改める規定でございます。

続きまして、新旧対照表12ページをお開き願います。平成28年改正条例第1条中附則第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について平成28年度を平成29年度に1年間延長するために改正を行うものであります。平成28年改正条例1条の2の附則第16条の改正については、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う規定の整備を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の22ページをお願いいたします。平成28年改正条例におきます附則の部分の改正になりますが、第1条につきましては、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことにより、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の26ページになります。平成28年改正条例附則第2条の2を追加いたしまして、法人税割の税率の引き下げが平成31年10月1日に変更になったことに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表27ページになります。平成28年改正条例附則の第3条の2を追加いたしますのは、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことにより、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置を規定するものでございます。

平成28年改正条例の附則第4条の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う時期が平成29年度から平成32年度に変更になったことに伴います改正を行うものでございます。第2項につきましては、軽自動車税の種別割については、平成32年度以後分に適用し、平成31年度分については従前の例によるものでございます。

議案書17ページをお開き願います。

まず、軽自動車税に関する経過措置でございますけれども、新条例附則第16条の規定につきましては平成29年度分の軽自動車税に適用するものでございます。

最後に、附則において、今回の条例の施行年月日につきましては、公布の日としております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議

員。

15番（木村 満君） それでは、2点質問します。

1点目が、この軽自動車税に関する事なんですけれども、こちらはどの程度、本来であれば増収になる見込みであったのかというのが1点。もう1点目が、軽自動車に係る経過年課税、こちらは台数として何台ほど見込んでいたのかという2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） それではご回答させていただきます。

平成28年度のグリーン化特例の部分しかご説明ができませんので、今回平成28年度グリーン化特例の適用台数につきましては478台になります。その分の減額分といたしまして約189万円ほどが減額という形になっているものでございます。あと、重課措置でございますけれども、平成28年度において重課台数につきましては、乗用・貨物合わせまして2,026台が重課措置の適用になっているものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第11号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第11号についてご説明いたします。議案書は18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例。亶理町介護保険条例の一部を次のように改正するということでございます。

今回の改正でございますが、新旧対照表を使ってご説明させていただきますので、28ページをお開きください。28ページになります。

今回の改正につきましては、ここに記載のありますとおり、平成28年度とあるものを平成29年度に改めるものでございます。平成28年度まで行っておりました低所得者に対する介護保険料の軽減を平成29年度も同じ内容で継続して実施するためのものでございます。

その具体的な内容でございますが、皆様もご存じのとおり、政府については平成29年4月から消費税率を10%に引き上げるという予定をしておりましたが、それにあわせて低所得者のへの介護保険料のさらなる軽減を検討しておりました。消費税率引き上げが先送りされたということから、平成29年度も平成28年度と同様の内容で軽減を実施するものでございます。

それでは、議案書18ページにお戻りいただきまして、施行日でございますが、附則といたしましてこの条例は平成29年4月1日から施行すると。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町介護保険条例の

一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第12号についてご説明させていただきます。議案書は19ページをお開き願います。

議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例。亶理町地域包括支援センター条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、こちらも新旧対照表を使って説明いたしますので、新旧対照表29ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、介護保険法の改正によりまして、総合事業を実施するため、文言等の追加、整理を行うものでございます。

まず、第2条設置でございますが、総合事業を実施するに当たり、根拠法令を明記するとともに、包括支援センターの役割をより明確にするため文言の整理を行うものでございます。

第3条でございます。第3条第1号につきましては、第2条に根拠法令を明記し、略称規定としたことに伴う文言の整理を行うものでございます。第2号は、総合事業の中の介護予防支援事業を実施するため追加するもの。第3号につきましては、第2号を新たに追加したことにより、条ずれをさせて前号を前2号に改めるものでございます。

それでは、議案書19ページにお戻りいただきまして、施行日でございます。附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第13号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、議案第13号について説明を申し上げます。議案書につきましては20ページになります。

議案第13号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正内容でございますが、4月1日から施行予定でございます亶理町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に伴い、第6条報酬の規定に基づきまして、新旧対照表につきましては30ページになりますが、改正後、環境審議会委員の項の後に、鳥獣被害対策実施隊員、報酬2,000円の項目を追加し改正するものでございます。なお、施行日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 鳥獣被害対策実施隊ということで、たしか私は一昨年12月議会の中で、イノシシ関係について質問いたしましたけれども、これが実施隊となったわけですが、そのときも話をしたんですけれども、非常勤の職員、特別職という形ですから、当然災害補償、ここの部分は受けられるということによろしいですね。確認です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 身分につきましては、非常勤公務員扱いとなりますので、公務災害等適用になると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第14号 亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第14号について説明を申し上げます。議案書は21ページでございます。

議案第14号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、31ページをごらんください。

この条例は復興産業集積区域としまして、工場立地法の特例等を定めているものでございますけれども、亙理中央地区工業団地につきましては、昨年度、土地の分合筆と小字名の統一化を行ったことによりまして、別表中の区域の範囲を改正することになったものでございます。以前は76筆あったものを今度は9筆にまとめられたというものでございます。なお、この条例の施行日については、議案書の21ページの附則に記載のとおり、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 亙理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴

## う関係条例の整理に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第15号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第15号について説明申し上げます。議案書につきましては22ページ、新旧対照表につきましては33ページをお開きください。

最初に、議案書22ページ、議案第15号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますけれども、今回の改正については、平成27年度の固定資産税評価がえ及び地価に対する賃料の水準の変動を踏まえまして、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、4月1日から施行されることとなったものでございます。この改正政令の施行に伴い、道路法施行令の別表を準用している条例について改正を行うものでございます。

それでは、第1条亘理町道路占用料条例の一部改正。亘理町道路占用料条例の一部を次のように改正する。別表中備考以外の部分を次のように改正する。

新旧対照表33ページをごらんください。

別表第2条関係でございますが、第1種電柱など各区分の占用料を改正するものでございます。詳細には、それぞれの占用料の説明は省略させていただきますけれども、占用物件に対する占用料について、政令に合わせまして改正するもので、33ページから38ページまでが第1条関係となります。

それでは、続いて、第2条関係に移ります。本文のほうは28ページをお開き願います。新旧対照表は39ページとなります。

まず、本文の第2条関係で、下段になりますけれども、第2条亘理町公共物管理条例の一部改正。亘理町公共物管理条例の一部を次のように改正する。別表中備考以外の部分を次のように改める。新旧対照表39ページをごらんいただきたいと思っております。

別表第5条関係でございますが、道路占用料条例と同様に、政令に合わせるもの

でございます。39ページから40ページまでが第2条関係となります。

続いて、第3条関係でございます。本文につきましては条例の31ページ、新旧対照表は41ページからになります。本文31ページ上段でございますが、第3条亙理町都市公園条例の一部改正。亙理町都市公園条例の一部を次のように改正する。別表第3第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。2項個数を単位として利用を認める場合ということで、新旧対照表41ページをごらんいただきたいと思えます。各区分の金額をこれについても政令に合わせ改正するものでございます。

続いて第4条です。本文の31ページ、新旧対照表については43ページです。本文31ページ下段、第4条財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に一部を次のように改正する。別表中備考以外の部分を次のように改めるということで、新旧対照表43ページをごらんいただきたいと思えます。別表第8条関係でございますけれども、第1種電柱など使用料を改正するものでございます。43ページから45ページまでが第4条関係となります。

本文に戻っていただきまして、35ページをごらんいただきたいと思えます。附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 第2条の30ページですけれども、新旧対照表で言えば40ページ。ここに駐車場、休憩所、遊技場。遊技場とか駐車場という名前で言うと、私が考えるのには、占有の場合面積を考える。もしかして遊技場なんていったら、通常でいえばある程度の面積を必要とするものだし、駐車場もそれなりの面積を……そしてここには面積要件というものは載っていないのね。何ぼまで貸せるのかというところ。100平米貸すのか、長くすれば300メートル続けて遊技場をぶっ続けて貸してくださいと言ったら貸すのかと。そういう面積要件というのが入っていないと思うんだけど、どこでこの歯どめをかけるのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現存数、公園の中の面積で実体的に貸せる場所しかないと思うんですが、改めてこの、どれくらいの範囲というのはここには今までも明記し

ていなかったんですが、その辺をよく検討するべきことかもわかりませんで、ちょっとその辺については検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行員。

1 番（鈴木高行君） 答弁は難しいと思うけれども、いずれそういう占有をするような利用価値のあるような場所を貸してくださいと言われた場合、1 人の方のためには、この場合は遊技場だから、営業目的にそういう大きい面積を占有させては周りからの苦情もあるだろうし、やっぱり一時的に借りる、1 年間ここで何をするかというならわかるけれども、これでは歯どめがきかないようだから、きちんとした整理したものをつくってもっていったほうがよいのではないかと一応提案します。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鈴木議員がおっしゃるように、公共的など言いますかそういったこともあるので、よくその辺は、貸す際には検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止  
する条例

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第16号についてご説明をいたします。議案書は36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例。亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例は廃止する。

今回の条例の廃止は4月から開始します介護予防日常生活支援総合事業の枠組みの中で実施するようになりますことから廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 亶理町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（平成27  
年度太陽光発電施設用地道路復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第17号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度太陽光発電施設用地道路復旧工事）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第17号についてご説明申し上げます。37ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号 工事請負変更契約の締結について。平成28年8月9日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものであります。

1、工事名であります。平成27年度太陽光発電施設用地道路復旧工事。請負の金額でございますが、変更後の金額が5,982万4,440円でございます。変更前の金額が4,776万4,080円でございます。よって、1,206万360円の増額となるものでございます。契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字御狩屋159番地52、株式会社八木工務店でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。この工事は、東日本大震災で被害を受けた吉田東部地区の災害危険区域内の道路等の復旧を行うものでありますけれども、この区域が太陽光発電施設の用地の建設予定地となっているところでございます。契約の締結年月日でございますが、平成27年10月27日でございます。変更の契約年月日が平成28年3月18日。第2回の変更契約年月日が平成28年8月9日でございます。この工事の内容でございますけれども、道路の復旧工あるいは地区外の排水接続工、あるいは宅地の基礎の撤去工については、変更前と同じ内容でございますけれども、今回現地精査をした結果、いわゆる旧体撤去工の中で、農地の中に点在する堆肥盤等が多数出てまいりまして、鉄筋コンクリートが存在したということから、これらの鉄筋コンクリートの撤去を39立米から154立米に115立米を増工するものでございます。工期については、変更前と同じでございます。39ページ以降に位置図あるいは平面図を記載しておりますので参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） この工事請負契約の金額の変更のことですけれども、一番最初です。ね、契約締結年月日、平成27年10月27日のときの契約金額というのは幾らだったのでしょうか。それとあわせて、落札率は幾らであったのか。入札業者はどれくらいだったのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 議員、申しわけございません。ただいま手持ち資料がございませんので、後で説明させていただきます。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 後ほどで結構ですのでお願いします。

続きまして、2回目の変更金額がここに4,776万4,080円となっております。この2回目の変更ではどれくらいの金額が上乘せになったのか、減少になったのか。そのこともお聞きいたしたいと思います。それとあわせて、平成27年10月に契約したものが、今回1,200万円の増額ということは、この工事の内容、鉄筋コンクリートが出てきたというのが今まで1年半かかりますけれども、わからなかったのかどうか。以上のことについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） ただいまのご質問の変更の中身がわからなかったのかという話でありますけれども、いわゆる普通の変更の内容が現場に着手してから、その変更する内容、延長が変わった、あるいはボリュームが変わったとなりますと、そのいちいち1回ずつ変更していたのでは、何十回変更しても足りないわけです。そういうことから、変更の場合の主なやり方は、いわゆる監督員と主任技術者との間で、いわゆる指示書、こういうふうな内容が出てきたんですけれどもこれをこのように変えてよろしいでしょうかという内容の申し入れがございます。それに対して、監督員が予算の範囲の中で判断をして指示を出すということから、最終的には多くの変更の場合は、最終の近くになって全体がまとまった時点で一回で変更しているのが主なやり方かなと認識しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6 番（高野 進君） 38ページ。なぜ今、いわゆる議案を提出したのかという意味で。第2回の変更契約年月日は昨年8月9日です。その後急いだとしても9月の定例会、あるいは12月の定例会、もしくはことしの1月臨時議会があったわけですが、

7カ月ぐらい過ぎているんですね。なぜ今提案されているのか、遅くなったのか、その事情をお伺いします。

〔「動議、休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） ほかに動議賛成の議員はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 休憩動議否決します。

どちらが答えるんですか。副町長。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） この第2回目の変更の月日の変更の中身はちょっと私は今の段階では把握しておりませんが、恐らく、いわゆる工期の変更等も当然あるわけがございますね。そのいわゆる金が、変更の額が伴わない変更もございます。ですから、多分8月の段階では工期を10月とか11月にしていたものを3月まで延長したということかなと思いますけれども。もう一つは、今の時期になるのかなという話なんですけれども、先ほど安藤議員の質問にお答えしたように、その変更の内容については、当然監督員と芯打した現場代理人との中での指示書の中でやりとりするわけです。ですから、先ほど言ったように、その工事の現場が仮に基礎工であって、基礎工の一番下の地盤の中で問題があったとき、変更しないと、議会の議決で変更をかけるまでは絶対何もできないということになりますね。そういうことになりますから、基本的には変更を伴った場合には、監督員と技術者の間での申し入れの中で指示を出すわけです。それをこのように変えていいですよと指示をしたやつを最終的に、いわゆる金額が大体これ以上動かないという状況になったときに初めて最終的な取りまとめをするような手続をとっておりますので、若干工期的にはおくれってきているのかなと。いわゆる議会に提出する案件ですね、かなと思っております。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 副町長と言ったらいいですか。変更契約、その時点で今の話は済んでいなければ、契約締結はできないんじゃないかなと私は思います。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 工期が、1年とか1年半とか、これは多分平成27年ですから繰り返

越しの工事だと思うんですけども、繰り越してきている工事を長期間にわたってやるわけですけども、その間には当然その大きな部分の変更が出てくる場合もございます。小さな部分も出てくる場合もございますけれども、そういう中で、私が先のお話したのは、第2回目の、恐らく工期の変更をしたのではないかと思うんです。当然それも、工期を変更しないと、その日付からことしの3月最後の日までの仕事ができなくなるわけですから、当然工期を延ばす。それは当然1年の話です。今回するのは、その工期の延長とかではなくて、いわゆる内容等の精査したやつを最終的に、最終的なものは煮詰まったものですから、これを変更しますよという工事なんです。ですから、変更の月日は、8月ではなくて……。

議長（佐藤 實君） 休憩。

この際、議案答弁の調整のために休憩いたします。このままでお待ちください。

午前11時27分 休憩

午前11時43分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局からの答弁漏れ、お願いします。財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 先ほどの、まず1点目の当初の契約金額と落札金額についてでございますけれども、当初の契約金額が4,568万4,000円でございます。落札率につきましては99.65%でございます。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 大変申しわけございませんでした。先ほどの答弁の中につけ加えますけれども、1回目の工事につきましては、先ほど関本班長が申しましたように、四千五百幾らで契約したわけでありまして、その後、2回目が平成28年8月9日に変更契約しているわけでありまして、この段階で、いわゆる4,500万円から約280万80円増工して、今現在の変更前の金額4,776万4,080円の変更契約を2回目にしております。その後、現在、ここには記載されていないんですけども、いわゆる仮契約、議会の承認事項ですから仮契約をしているわけですけども、この仮契約の月日が平成29年2月3日でございます。2月3日に仮契約をした金額が1,206万360円の増工になった変更契約額でございます。今回それに基づきまして、この時系列からいきますと、1回目はいわゆる平成27年10月27日に契約したんですけども、平成28年にまたがるということから、この後期の変更をして

るんですね。2回目が先ほど申しましたように200万円ちょっとの変更契約をして4,700万円になったということなんですけれども、その間、200万円になったときの経緯、変更の理由は、ほかの工種は変更しないんでありますけれども、堆肥盤が何か所か見つかって、可視部分の変更分が約39立米、概要で書いてありますけれども、変更前の39立米。これは当初の契約では39立米の撤去工は見えておりませんでした。2回目で39立米を見たわけでありましてけれども、今回、最終的に、いわゆる掘削をしたり、いろんな整地をしたことによって、埋もれていた堆肥盤等が出てきたということから、今回115立米を増工して3回目の変更をやったということの順番でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） なぜ7カ月おくれたか。さっき説明があったわけですが、なぜ7カ月もかかるんですかということで、その事情。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 第2回目の変更をやったのが平成28年8月9日で7カ月前ということでございますけれども、この間、いわゆる工期そのものについてはまだ終わっていない工事でございます。まだ、今平成29年3月24日ですからもうあとちょっとでございますけれども、そこまでは工期があるわけです。その間に、いわゆる掘削をした、あるいは整地をしたことによってまたさらに出てきたということから2月3日に。ですから、2月3日ということは、恐らくは1月あたりの段階までには数時を把握して精査をして、最終的に2月3日の変更契約を結んだ、仮契約を結んだということでございますから、その間にそういう変更する事実の内容が出てきたということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ちょっと私、聞き漏れたかどうかわかりませんが、この115立米に対して1,200万円と見てよろしいのでしょうか。増額。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） この115立米が増工したことによって、変更前と皆同じですから、この増工分が1,200万円相当額になると思います。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうしますと、単純計算しますと立米当たり10万4,800円、約10万

5,000円になるんですけども、これは何を見て積算されたのか伺います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 失礼いたしました。主な工事がこの115立米の撤去工でございましたけれども、一部その撤去工を行うために現場に繁茂した草が大分あったものですから、その草の刈り取りも一緒に追加変更したという内容でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 草刈りでも、立米当たり10万5,000円と。やはりそのぐらいになるものなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 今、設計書の中身を見ないとちょっとわからないんですけども、除草工そのものについては全体的な草刈りをしたということで、69ヘクタール盤ございますので、平米当たりになると除草工が明らかにはわかりませんが、それなりの金は当然かかるのかなと。あと、産廃処理ですから、当然処理料がかかると思います。そういうことですから、解体プラス処理場に持っていく処理料ですね、それらがかかっているのかなと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 当初から2回目の変更で4,700万円、4,500万円から200万円ふえている。今回1,200万円。その変更したボリュームというか、それは、1回目から2回目の変更は200万円ふえているけれども、これは、39トン分の処理なのかな。そして今回は115トンで1,200万円。余りにも差がありすぎると。そういうふうと考えられると思うんですけども、普通だったら、40立米にしても115立米からすれば半部行かないので、ふえたって200万円の倍の400万円か500万円しかかけないです。それが1,200万円もかけるということは、除草があったとしても積算の中身がちょっとうまくないんじゃないかなと。考えられないなという気がしますけれども。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） ただいまの、いわゆる単価からいくとこれは高いんじゃないかということなんですけれども、今、設計書の中身の内訳書をちょっと見ているんですけども、直接工事費で除草工分約450万円くらい計上しています。ですから、約半分くらいが、450万円ですからその1.5倍、1.7倍くらいが直工比率からいきま

すと諸経費になるはずですから、大体650万円から700万円くらい、半分ぐらいはいわゆる除草工。あと、旧体撤去工がその費用の半分ぐらいかなと理解しております。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、副町長が言ったように、除草工の分で仮設共通経費を見れば600万円ぐらいになるんだと。あとの半分は堆肥盤の撤去の費用だという説明のようだけれども、なんか語呂合わせのような説明に聞こえるんだけれども、実際は200万円が上がった前の分と今回600万円の堆肥盤の撤去、3倍になっているけれども、実際の重量からすれば3倍でもないし、除草工が600万円の共通仮設に至っても、600万円というのは少し高いんじゃないかなという気がします。積算したんだからそれはしようがないと思うけれども、いろいろ今後こういうことは出てくると思います。なおさら停止業者が受けているということは、今後も十分検討してこういうことをやっていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 答弁を求めるのですか。（「いらないです」の声あり）  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（平成27  
年度23都災第463号鳥の海公園都市公園  
災害復旧工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第18号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第18号 工事請負変更契約の締結についてを説明いたします。

議案第18号工事請負変更契約の締結について。平成28年12月5日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名は、平成27年度23都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事（繰越）でございます。請負金額が変更後の金額で5,690万3,040円でございます。変更前の金額が6,760万8,000円でございます。よって、1,070万4,960円の減額とするものがございます。

契約の相手方ではありますが、亘理町荒浜字水神62番地、阿部工務店・結城組・勝田組、復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

この契約の締結年月日、工事の締結年月日につきましては、平成28年6月20日でございます。変更の締結年月日が平成28年12月5日でございます。この工事につきましては、東日本大震災により被災した鳥の海公園におきまして、わたり温泉鳥の海周辺の約1.4ヘクタールの区域について、原形の復旧をする災害復旧工事でございます。この工事着手後に沿岸部交流人口拡大モデル整備事業を活用した温泉施設の改修並びに公園広場にグランピング等を整備すべく参加申し込みをしておったわけではありますが、この計画が本町がモデル事業者に選定されたことによりまして、本工事と一部重複することになった区域の工種である芝舗装工の1,610平米を減額する工事でございます。その結果、アスファルト舗装の車道部分、歩道部分については、車道部については変更前と同じでございますけれども、歩道部については13平米の増でございます。そのほか、10センチメートルの土の舗装を計上しておったんですけれども、これが調整によりまして180平米の減、あと、芝舗装でありますけれども、これが5,280平米から3,670平米の1,650平米の減となったものがございます。内容については以上でございますけれども、位置図、あるいは平面図

等については43ページ、44ページに記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

変更の中身を見ますと、芝舗装の部分が1,800平米ほど減っているという中身が一番大きいのかと思うんですが、工期が3月24日までで、変更前と同じような格好で、日付がなっていますけれども、1,800平米も減って、本来であればもっと工期が短縮できたのではないかと思うんですが、そのほかの要因か何かがあったんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど、副町長の説明のところにありましたけれども、わたり温泉の沿岸部交流人口拡大モデル事業の関係で、わたり温泉の指定管理者となります佐勘のほうで、補助の確定がまだなかったということで、その調整の関係もございまして、今回1回目の変更をまずやって、実際の工期は2月いっぱいだったわけなんですけど、3月24日まで1カ月半延ばしたという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう1点お伺いしますけれども、先ほど副町長のほうでお話いただきましたが、設計変更といいますか、契約変更の時期の問題ですけれども、内部で今回の工事があるわけですけれども、その工事の中で何点か変更が必要だということで、設計変更を恐らくしていると思うんです。その設計変更をして、その上で契約変更に至るという形だと思うんですが、その際に、いわば工事費の何パーセントとかが、例えば2割とか3割ふえた段階で契約変更するとか、そういう内規というのはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 具体的に工事費で何割ということではなくて、その工事の工程の中で、この時期であれば全体工事の施工状況からもう変更すべき時期が来たというようなことで、具体的には先ほど副町長の説明がありましたけれども、監督員と施工管理者とその工程上を把握しながら変更契約をするという形になると思

ます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ずっとその辺が私もよくわからないですけども、ほかの都市ですと、例えば2割になったら変更すると。あるいは3割になったら変更すると。そういった事例もあるんです。そういったことは、亘理の場合やっていないということですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 本町においては、改めてそういった工事費の何割ということとは、取り決めといたしますか、内規的なことも今まではつくっておりましたが、今後、先ほどの入札の関係もございしますが、その辺についてはよく検討してきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 2点質問します

まず1点目なんですけれども、この公園施設内に遊具設置の計画というのはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現時点においては、遊具設置といたしますか、この災害復旧ということで前にもご説明申し上げましたけれども、やはりここにもともと複合遊具ということでございましたが、災害査定の際に、やはり海岸線からの距離的なこととか浸水の関係で、児童の遊具施設を復旧するというのはなかなか難しいんじゃないのかということもございまして、認められなかったというか、そういう状況でございまして、今後鳥の海公園全体の中で、複合遊具等を含めて設置することについては検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） それともう1点、今回このグランピング施設が来るということで減額になっているわけなんですけれども、鳥の海公園とこのグランピング施設とのすみ分けというのはどのような形で図る予定なんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） グランピングのための、今回はそのためのゾーンでございまして、そちらにつきましては、わたり温泉鳥の海と一体での管理を考えております。

す。あと、ほかの部分につきましては、都市公園のほうの管理になります。以上で  
ございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 工事請負変更契約の締  
結についての件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時ちょうどにします。休憩。

午後 0時05分 休憩

午後 0時57分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（平成27  
年度下茨田橋架替工事（復交））

議 長（佐藤 實君） 日程第13、議案第19号 工事請負変更契約の締結についての件を議  
題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第19号について説明申し上げます。

議案第19号 工事請負変更契約の締結について。平成27年12月11日工事契約を締  
結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとお  
り変更契約を締結することができるものとする。

工事名であります。平成27年度下茨田橋架替工事（復興）でございます。

請負金額は、変更の金額は2億4,895万8,360円です。変更前の金額につきましては2億6,460万円ございました。その結果1,564万1,640円の減額となるところでございます。

契約の相手方ではありますが、亘理町字東郷209番地の5、阿部春建設・小野工務店・北紘建設、復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

契約の締結年月日が平成27年12月11日でございます。この工事につきましては、災害公営住宅の下茨田南の住宅に隣接する下茨田橋の拡幅整備工事でございます。工事の概要につきましては、下部工、上部工につきましては、変更前と同じでございますけれども、撤去工、いわゆるワイヤーソー工法が135立米から4立米。コアボーリング工法が新たに80立米の増工をしたところでございます。これらについては、当初この既設橋の撤去については、騒音、振動対策を考慮してワイヤーソー工法により取り壊す計画であったわけでありまして、当該工事に使用する機材が特殊なことから、施行時期等が限定されまして、全体工程に支障を来すということから、一部箇所を除きまして、コアボーリング工法に変更した変更に伴うものでございます。またもう一つは、既設構造物を精査した結果、コンクリート構造物の取り壊し量が減じたということからの変更内容となるものでございます。工期については、変更前と同じ3月24日でございます。

47、48、49ページにつきましては、位置図、あるいは構造図等を載せておりますので、参照していただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ワイヤーソー工法の件なんです。これが4立米と小さくなったわけですが、ここは住宅地ですが、騒音についてはどのようにしておりますか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 住宅地で、議員がおっしゃるとおり、騒音と振動にはかなり気を使った工法ということで、ワイヤーソーを選んで発注したのですが、

ワイヤーソーについては、現地調達までかなりの工期を要するというので、同程度の騒音、振動に対応できるコアボーリング工法というものを採用してございますので、騒音、振動への対策は十分とられたと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度荒浜地区防災公園整備工事（復交））

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第20号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第20号について説明申し上げます。

議案第20号 工事請負変更契約の締結について。平成28年12月12日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものでございます。

工事名につきましては、平成27年度荒浜地区防災公園整備工事（復興）でございます。

請負金額は、変更後の金額が3億8,495万880円でございます。変更前の金額が4億5,900万円でございます。それに伴いまして、7,404万9,120円の減額となるもの

でございます。

契約の相手方ではありますが、亘理町荒浜字御狩屋159番地の52、八木工務店・芦名組・丸福建設、復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の資料でありますけれども、契約の締結年月日が平成27年9月10日でございます。変更の契約年月日が平成28年12月12日でございます。

工事でありますけれども、この工事につきましては、災害危険区域内における津波からの一時避難場所として計画されております防災公園を整備するものでございます。

工事の概要であります。まず1つ目が、搬入土が2万4,000立米から2万1,700立米を減じて2,300立米とするものでございます。これにつきましては、当初この造成工におきまして、ほかの工事からの発生土、いわゆるストック残土を搬入する予定だったわけでありまして、ほかの工事からの発生土、いわゆる良質土を受け入れたために、造成に利用した結果、この2万1,700立米を減工するという内容でございます。

もう一つは、自由勾配側溝300掛ける300から900の609メートルを451メートルに減工したわけでありまして、これらにつきましては、避難道路荒浜大通線との隣接する工事ございまして、この工事についての各現場との協議の結果、雨水の排水設備につきましては、避難道路側で整備するということになったために、158メートルを減工するものでございます。

もう一つ大きなものは、張芝工が7,380平米。あと種子吹付工が1万9,800平米で計上しておいたわけですが、これらにつきましては、いわゆる3月期あるいは2月期になりますと発芽率が著しく減少するということから、その費用対効果等を考慮しながら、野芝の種子吹付工等については減工して次回に持ち越したという内容でございます。

工期につきましては、平成29年3月24日に変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） お尋ねいたします。今回は減額なんですけれども、搬入土が結構9割方少なくなっています。それから、自由勾配のところ、側溝ですね。それから

張芝のところ。それぞれ大体3種類の仕事量があるわけですがけれども、これで、それぞれがどれくらい減額になったのか、わかればお示してください。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 減額になったおのおのの項目についてなんですが、搬入土、ストック残土が2万1,700立米減ってございます。そちらにつきましては、経費を込ませますと2,400万円ほどこの部分だけで減額になってございます。あと、自由勾配側溝につきましては158メートル減ということで、金額にしますと約560万円でございます。あと、張芝につきましては、張芝、種子吹付を合わせますと、約3,200万円ほど減額になってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 今回、張芝工が延期というよりも一旦ここから落とされたんですけども、次回この工事をするときには、改めて入札をかけるのか、それともこの請負業者にそのままお願いするのか、それはどのようなになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 張芝の新しい工事につきましては、新年度になりますのが、新たに入札を考えてございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。16番熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） この4億5,900万円の何がしとありますけれども、吉田浜防災公園は2億何千万円ということなんですけれども、きちんとトイレも整備されているんですけれども、この荒浜の防災公園に整備するお金が倍ぐらい吉田浜と比べて多いんですけれども、トイレとか、あるいはどういうところが違ってこの金額が4億円ぐらいになっているのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） ただいまご質問のあった吉田の防災公園のほうは、吉田浜になるかと思えます。トイレがあるのはあそこだけですので。あその面積が約2ヘクタールで、荒浜のほうは約4ヘクタールと倍になってございます。あと、吉田のほうにつきましては、もともとあった土を利用して、あとは築山の分だけ搬入してつくってございますが、荒浜につきましては、いただいた土もかなりあるんですが、土量がかかなり大きなウエイトを占めていますので、このような差になってございます。以上です。（「トイレの件についてはどうなんですか」の声あり）

議 長（佐藤 實君） どうぞ。

復興まちづくり課長（袴田英美君） トイレにつきましては全く同じものを使ってございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度中央第3－1号雨水幹線工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第15、議案第21号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案第21号について説明を申し上げます。

議案第21号 工事請負変更契約の締結について。平成29年1月10日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものがございます。

工事名につきましては、平成28年度中央第3－1号雨水幹線工事でございます。

請負金額が変更後の金額が1億1,775万6,720円でございます。変更前の金額が1億908万円でございます。867万6,720円の増額となるところでございます。契約の相手方ではありますが、互理町逢隈高屋字中野108番地、斎藤工務店・小野工務店・

永井組の復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

契約の締結年月日でございますが、平成28年9月8日。変更の契約締結年月日が平成29年1月10日でございます。

この工事の概要でございますけれども、この工事そのものにつきましては、倉庭、鹿島地区の浸水対策のため、鹿島の弥陀内地内の中央第1号の雨水幹線、いわゆる鹿島川でありますけれども、この鹿島川の改修の工事でございます。

工事の内容につきましては、雨水幹線の延長につきましては変更前と同じ。あるいはボックスカルバートも同じでございます。変更の中身は、仮設工の鋼矢板打ち込みを油圧圧入工法で計上しておったところでございますけれども、現地において打ち込み状況を確認したところ、鋼矢板が設計の根入まで打ち込めなかったために施工が困難であるため、ウォータージェットとの併用使用した補助工法に変更をして、設計の根入までの長さを確保するものでございます。この工法につきましては、鋼矢板の圧入工法476枚からウォータージェット使用の内容に変更をしたところでございます。

あと、工期については変更前と同じ3月31日まででございます。

次のページに位置図を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第22号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、議案の説明の前に、私のほうから候補者の選定についてご説明を申し上げます。

去る1月の臨時会におきまして、わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例を全部改正する議案について可決をいただいたわけでありますけれども、指定管理者による管理ができることになったことから、改めて指定管理者選定委員会から候補者の選定について2月3日に答申をいただいております。議案の内容については、担当課長から説明を申し上げます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。議案書57ページでございます。

議案第22号 公の施設における指定管理者の指定について、下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、わたり温泉鳥の海。2、指定管理者となる団体、仙台市太白区秋保町湯元字薬師28番地、株式会社ホテル佐勘。3、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決い

たします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 町道の路線廃止について

日程第18 議案第24号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第23号 町道の路線廃止について及び日程第18、議案第24号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第23号及び議案第24号について当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第23号のほうから説明させていただきたいと思えます。議案書の58ページをお開き願います。

議案第23号 町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、亘理町震災復興計画に基づく災害危険区域内で復旧・復興事業として取り組んでおります荒浜地区の鳥の海公園防災公園及び吉田地区の吉田浜防災公園の整備により、区域内にある町道9路線を廃止するものでございます。

下記の表に移りまして、まず1行目、路線番号517港町五丁目線、2行目、路線番号518築港線、3行ほど飛びまして、6行目、路線番号753築港通1号線、その下7行目、路線番号755築港通3号線、1行飛んで一番下の路線になりますが、路線番号816築港南3号線の5路線につきまして、荒浜地区の公園整備関係の路線で、それぞれの表に起点及び終点を記載しております。

次のページ、右側になりますが、59ページに箇所図を掲載しておりますが、それぞれの路線を①から⑤で表示して記載しておりますが、丸印が起点で矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

58ページの表に戻りまして、3行目、路線番号610吉田浜線、その下4行目、路線番号611須賀畑線、続いて5行目、路線番号612吉田浜南線、2行飛びまして下から2行目になりますけれども、路線番号764須賀畑中線につきましては、吉田浜防災公園の整備関係の4路線で、それぞれ表に起点及び終点を記載しております。

次の次のページ、1枚めくっていただいて60ページに箇所図を掲載しております。同じように①から④で表示しております。確認をお願いいたします。

なお、廃止する9路線の総延長は、5,077メートルとなります。

それでは、続いて関連がありますので、61ページをお開き願います。

議案第24号について説明申し上げます。

議案第24号 町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。前の議案、第23号の路線の廃止と同様に、鳥の海公園防災公園及び吉田浜防災公園の整備により、区域確定により、荒浜、吉田地区において、町道6路線を認定するもの。及び亘理中央地区工業団地整備完了に伴い、地区内の町道2路線を認定するもの。さらに公共ゾーン整備に関連しまして、公共ゾーン内の路線4路線を認定するもの。合わせて12路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、1行目、路線番号517港町五丁目線、2行目、路線番号518築港線、一番下の行、12行目になりますが、路線番号847築港南3号線の3路線につきましては、荒浜地区の公園整備関係の路線でございます。

次に、3行目、路線番号610吉田浜線、その下4行目、路線番号611須賀畑線、続いて5行目、路線番号612吉田浜南線の3路線につきましては、吉田浜防災公園の整備関係の路線であります。それぞれの表に始点と終点を記載しておりますが、次の62ページに荒浜地区の箇所図3路線、それから右側の63ページに吉田地区の3路線、それぞれ路線を①から③で表示しておりますので確認をお願いいたします。

それでは、61ページの表に戻りまして、上から6行目になりますが、路線番号841亘理中央地区工業団地1号線、その下7行目、路線番号842亘理中央地区工業団地2号線につきましては、亘理中央地区工業団地整備関係の2路線でございます。

次に、下から5行目、路線番号843悠里北線、その下9行目、路線番号844悠里南北線、続いて10行目、路線番号845悠里東西線、最後にその下11行目、路線番号846悠里東西2号線の4路線につきましては、公共ゾーン整備関連の路線でございます。

す。

それぞれの表に起点及び終点を記載しております。2ページ飛ばしていただきまして、64ページをお開きいただきたいと思っております。64ページには亙理中央地区工業団地の箇所図を掲載しておりますが、それぞれ①②で表示しております。丸印が視点で矢印が終点となります。次に、右側のページ65ページに公共ゾーン関係の箇所図を掲載しておりますが、それぞれ①から④で表示しております。

なお、この認定する12路線の総延長は4,563.2メートルとなります。

以上で、議案第23号及び議案第24号について説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第23号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 認定するのはトータルで5,077メートルという答弁があったんですが、それぞれの517路線番号からの延長、路線の長さがわかれば教えていただきたいと思っております。認定する部分だけ。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 認定する路線1本ずつでございますね。（「はい」の声あ

り) まず、一番上、517港町五丁目線117.9メートル。路線番号518築港線136.4メートル。3番目610吉田浜線956.7メートル。611須賀畑線381.7メートル。612吉田浜南線701.5メートル。次に、841亙理中央地区工業団地1号線623.1メートル。842工業団地2号線354.4メートル。843悠里北線374.5メートル。844悠里南北線232.1メートル。845悠里東西線426.3メートル。846悠里東西2号線181.6メートル。最後847築港南3号線77.0メートルです。合計で認定する路線が4,563.2メートルとなります。以上です。

議長(佐藤 實君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 討論なしと認めます。

これより議案第24号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑・討論・採決は終了いたしました。

#### 日程第19 議案第25号 平成28年度亙理町一般会計補正予算(第6号)

議長(佐藤 實君) 日程第19、議案第25号 平成28年度亙理町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長(三戸部貞雄君) では、議案第25号平成28年度亙理町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げますので、亙理町一般会計補正予算書(第6号)をご準備願いたいと思います。

まず初めに、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成28年度亘理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正） 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22億3,900万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億5,953万2,000円とする。

第2条（繰越明許費） 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（債務負担行為の補正） 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条（地方債の補正） 地方債の廃止は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

では、歳出からご説明申し上げますので、予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一般会計補正予算につきましては、各款にわたりまして事業費の確定及び確定見込み等に伴う減額補正が主なものとなっておりますけれども、項目がかなりございますので、増額補正になるもの、それから減額補正になるものにつきましては、特に金額の大きいものを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

2款総務費におきましては、選挙関係経費を初めとする各種事業費の確定及び確定見込みによる減額補正などが主なものになりますけれども、一部追加補正になるものにつきましては、31ページの説明欄になりますけれども、31ページの1項12目庁舎建設基金費において、役場新庁舎建設費用等の財源として2億2,718万7,000円を積み立てするほか、この次は33ページになりますけれども、33ページの震災復興基金費において、県経由の復興交付金事業でありますいちご団地関連事業の平成28年度繰越事業精算分や寄附金など合わせて678万8,000円を積み立てするものが主なものでございます。

次に、37ページをお開き願いたいと思います。

37ページの3款民生費下段のほうでございますけれども、こちらも児童福祉事務経費を初め児童手当支給経費や災害救助経費など、事業費の確定及び確定見込み等に伴う減額補正が主なものとなります。一部追加補正となるものにつきましては、

これまでの支給の実績等によりまして、扶助費に不足が生じる見込みの事業になりますけれども、39ページをお開き願いたいと思います。

39ページの1項7目障害者福祉費において1,397万8,000円、心身障害者医療費支給経費において304万8,000円。

続きまして、41ページをお開き願いたいと思います。

41ページの2項1目子ども医療費支給経費におきまして490万1,000円をそれぞれ追加補正するものが主なものでございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費につきましては、保健福祉センター建設事業費や母子保健対策費の事業費の確定見込み等に伴う減額補正が主なものでございます。

次に、下段の農林水産業費でございますが、こちらも各種事業費の確定及び確定見込み等における減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、次の47ページに記載しておりますけれども、1項4目でございます。農業振興事務経費におきまして、ふえ続けるイノシシの被害への対策として、被害農家が自己防衛のために設置する電気柵等の購入費に対するイノシシ被害防止対策事業補助金19万3,000円と、震災後ふえている野鼠対策として、駆除薬剤の購入費に対する野鼠駆除事業補助金38万8,000円を追加するもののほか、下段の1項6目県営農地整備事業費におきまして、事業費の確定に伴いまして、農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金の減額補正。もう一つは、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金の追加補正などを合わせまして334万1,000円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、51ページをお開き願いたいと思います。

7款の商工費につきましても、事業費の確定及び確定見込みにおける減額補正が主なものでありますけれども、一部追加補正となるものにつきましては、1項2目商工振興事務経費におきまして、中小企業振興資金の新規融資件数が増加していることから、保証料補給金に不足が生じる見込みのため、中小企業振興資金保証料補給金として297万4,000円を追加補正するものでございます。

次に、8款の土木費、下段でありますけれども、8款土木費につきましても、防災集団移転促進事業、避難道路新設整備事業、津波浸水地域支援事業などを初めとする復興事業費の確定見込み等による減額補正でありまして、土木費全体で20億

4,617万円を減額補正するものでございます。

次に、55ページをお開き願いたいと思います。

55ページの9款消防費につきましても、事業費の確定によりまして減額補正するものでございます。

続きまして、57ページをお開き願いたいと思います。

57ページの10款教育費につきましても、各種事業費の精算及び確定見込み等による減額補正が主なものでございますけれども、一部追加補正となるものにつきましては、2項1目施設管理経費におきまして、小学校に配置している図書支援員の賃金に不足が生じるため138万5,000円を追加補正するもののほか、57ページの下段から、次の59ページまで、右の説明欄にありますけれども、株式会社アルト様から学校教育施設等の整備に対する寄附金として150万円を頂戴したことから、中学校施設の修繕と必要な備品購入を行うため、施設整備事業費におきまして、工事請負費100万1,000円、施設管理経費において、備品購入費49万9,000円をそれぞれ追加補正するものが主なものでございます。株式会社アルト様のご支援に対しまして、心より御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

次、65ページをお開き願いたいと思います。

65ページの11款災害復旧費でございますけれども、現在海洋センター漕艇場災害復旧工事にかかる実施設計業務を進めているところでありますけれども、年度内の工事着手が見込めなくなったために、工事請負費及び備品購入費を合わせまして7,329万4,000円を減額補正するものでございます。

その下になりますけれども、12款公債費につきましても償還金の精算及び確定見込み等により減額補正を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、12ページをお開き願いたいと思います。

12ページからの歳入項目の補正につきましては、先ほどご説明申し上げました歳出事業費の確定などに伴いまして収入見込み額の補正のほか、地方譲与税等の各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なものでございます。

1款町税につきましては、個人町民税におきまして、現在の課税状況及び収入見込額などから、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税の税目で総額にして8,245万円を追加補正するもののほか、町民税の税目で821万8,000円を減額補

正するものでございます

次に、17ページをお開き願いたいと思います。

17ページの9款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税におきまして、歳出における各種復興事業費の確定等による減額等に伴いまして4億8,395万4,000円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金及び次の19ページから23ページにわたりまして県支出金を掲載しておりますけれども、歳出における事業費の確定及び確定見込みによりまして、追加額及び減額補正するものが主なものでありまして、国庫支出金、県支出金の総額で8,743万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。

23ページの16款寄附金におきましては、災害復旧・復興等のための寄附として9件、181万8,000円頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で66件、225万2,000円、合わせまして75件407万円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。この場をおかりしまして、改めて衷心より御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、25ページをお開き願いたいと思います。

17款の繰入金につきましては、歳出における各種復興事業費等の減額に伴いまして、震災復興基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金を合わせまして16億9,707万8,000円を減額補正するものでございます。

19款の諸収入につきましては、3項1目災害援護資金貸付金の元金収入といたしまして1,555万8,000円を追加補正するもののほか、次の27ページになるわけでありまして、4項1目の町民生活雑入におきまして、互理名取共立衛生処理組合からのごみ処理に係る負担金の返還金として1億1,437万4,000円を追加補正するものが主なものでございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

6ページの第2表繰越明許費でございますけれども、平成28年度内に事業完了することが難しくなりました19の事業につきまして、それぞれの金額を減額して、平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、7ページになるわけでございますけれども、第3表債務負担行為の変更及び廃止でございます。新庁舎基本設計・実施設計業務委託及び鳥の海公園陸上競技場内サッカー場整備事業における平成28年度の事業費見込みから、新庁舎基本設

計・実施設計業務委託の平成29年における限度額を3,820万円から5,620万円に変更するとともに、鳥の海公園陸上競技場内サッカー場整備事業に係る債務負担行為設定を廃止するものでございます。

最後になりますけれども、第4表地方債に廃止につきましては、漁港修築事業債におきまして、県による事業で進める予定でありました荒浜漁港栈橋整備事業が国の交付金採択が見送られたことに伴いまして、起債借入を廃止するものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしく採択のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 一点お尋ねいたします。63ページの下段、海洋センター管理費の工事請負費に926万円ほどの額が減額されています。海洋センタープール給水管改修及びトイレ洋式化工事。この予算については、昨年度9月定例会で補正予算ということで計上されております。そして、町長より利用者からの強い要望ということでシーズンオフ終わり、次年度へ向けての整備ということで上がってきた予算でございます。今回の減額についての理由をお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいま、佐藤議員からの御質問でございますが、この件については、おっしゃるとおり昨年のプールのシーズンオフにこちらの給水管、外部内部の老朽化工事、老朽化に伴いまして給水管改修工事、そしてまた男女のトイレの様式化工事ということで予算を計上させていただいておりました。そして、これにつきましては、もちろん入札も行いまして、実施に向けて行いましたが、業者のほうの辞退によりまして、2度ほどこちらのほう、入札ということでかけていただきましたが、業者の辞退により受注していただくことができなかったものから、やむを得ず平成28年度の工事を見送るということになったものによる減額でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 実情は理解いたしましたが、この金額、どうしても必要だということで上がってきた予算だと思うんです。それで、ちなみに新年度のほうを見させて

いただきましたら、こちらのほうには計上されていないという状況があったんですが、どうしてなのかということもあわせてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） こちら、プールの工事については、通常毎年6月初めからプールをあけて利用が始まるわけでございます。本来であれば、平成28年度のシーズンオフにこちらの工事を終えて、新たな整った施設でと思いましたが、それもかなわなかったことから、平成29年度は現状のままでプールをあける予定としまして、平成29年度シーズンをここのようにシーズンが終わってから、こちらの工事を再度実施する予定で、平成29年度は当初ではなく補正での計上ということを考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 57ページ、小学校の学校管理費の賃金として、図書支援員についてお尋ねいたしたいと思います。今回138万5,000円の賃金不足ということで計上されておりますけれども、この図書支援員につきましては、当初382万円ということで計上されておりましたけれども、それから見て、今多分4校の小学校で支援員が配置されておりますけれども、当初からの予定と違って支援員がふえたのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 答弁いたします。図書支援員については、昨年度当初予算を策定する段階でいろいろ模索しておりましたけれども、どうしても学校のほうで、逢隈小学校なんですけれども、どうしても図書支援員が必要だということから、4月当初から図書支援員を入れたわけでございますけれども、もろもろの賃金の相殺を見ながら対応しようということで、今回の補正に至った経緯でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、今、長瀬小学校、荒浜小学校、亘理小学校、逢隈小学校4校に支援員がいるということでよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 33ページでございます。3節の総務経費の中の③亘理町防犯実働隊報酬の30万円と計上されておりますけれども、まず、現在、亘理町の防犯実働隊条例では、隊員の定員は20人以内となっております。そして、防犯実働隊の規則には、隊長1人、副隊長1人、そして班長5人以内、隊員が13人以内となっておりますけれども、これに20人以内となっておりますけれども、現在は何名なのか、この30万円に対して。それから、条例の中の第5条で町長の定める出動計画に基づきその任務に従事するというようになっておりますけれども、この出動計画というのは年に1回計画作成されているのか、どういう形で計画されているのか、これを伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） まず1点目の現隊員の数でございますけれども、現在19名でございます。平成28年度で2名ほどふえました。それから、町長の定める計画なんです、担当レベルのほうで実働隊の隊長初め班長以上の方々と年度当初にいろいろと計画を立てさせていただいているのが現状でございます、そして今回の補正の主なものにつきましては、公営住宅に落書きがされるという事件がちょっと発生しまして、その関係で急遽計画になかった防犯パトロールを実施していただいたということもあまして、今回増額をさせていただきたい考えでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 6ページの繰越明許費の関係で19件の繰越があるわけですが、特に土木費の関係16件ということで、この中での道路工事の関係について、安全問題についてお尋ねしたいと思います。

要は、年度末工事あるいは年初、年初の工事というのは余りないと思いますが、繰り越し工事における年度末において、いろんな事故が多発している。労務災害、業務災害。昨今では隣接の山元町で業務災害が出まして、請負業者が死亡するという新聞記事報道がありました。昨今、町内においても、町道において、工事中の町道を走行しているときに、ハンドルをとられて事故を起こしたという事象も聞いております。したがって、町として、頻繁にこれから工事が年度末に向かってふくそうするに当たって、事故防止に対するパトロール、こういったものをどのようにやっているのか。その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 工事を担当する都市建設課からまず回答させていただきますけれども、もちろん現場監督といますか、施工管理側とは常に打ち合わせをしております、その進捗状況、安全対策については、もちろん日報的に受けながら実施をしている状況でございます。それから、ちょっと先ほど議員が町道の工事関係でということでお話がありましたが、その点についても把握しております、あの件については、早朝5時台の事故だったようですが、路面状況そのものではなくて、スピードの出し過ぎだということの物損事故だということで、警察からはそういった報告を受けております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 町道の関係、スピードの出し過ぎによる事故だという報告だということではありますが、いずれにしても、ずっと歩いて見ると、いろんな事故が起きてから作業員が増員されて、いろんな補修というか、養生作業をやっているという状況も見受けられます。要は、業者任せにしているんじゃないのかと私は思う。それで、町の当局として、所管課として、日常の作業はただ業者から報告を受けて、ああそうですか云々じゃなくて、日常のパトロール、現場のパトロールをどのようにやっているのかと。やっているのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） もちろん業者からの報告というものはありますけれども、各担当、現場のほうに赴きまして、その施工状況とか、例えば舗装をはいだころの段差とか、そういったことが起きないようにということで、各担当者が監督をしながら現場での指示をもちろん実施しているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） せめて、亘理町の工事は今いっぱい繰り越しておるわけですがけれども、ひとつ町内から事故のないように、町としてもきちんと指導、監督をしていただくように申し上げておきたいと思います。答弁は要りません。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 47ページになります。6款1項4目3の補助金、イノシシ被害防止対策事業の補助金です。これの件数を教えてほしいのと、野鼠駆除事業の補助金の件数と、あと、震災後にふえたということなんですけれども、その具体的な、わかる範囲でいいんですけれども、その因果関係というか、その辺がわかれば教えてい

ただきたいです。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） まず、第1点目のイノシシ被害対策防止補助金でございますが、こちらにつきましては、今現在3件の電気柵の設置の申し込みがございますが、今回19万3,000円ほど補正するものでございます。それから、野鼠駆除事業でございますが、こちらにつきましては、時期につきましては今ころのいはらいとか田植えをする時期に実際行うものでございまして、JAで調査をしていただいております。薬剤の散布をするということでございます。そして、震災後からふえ続けているということでございますが、イノシシにつきましては、多分そういった影響もあると思いますが、ネズミのほう、野鼠駆除のほうにつきましては、震災後、農地整備がありまして、その時期に一度ふえた時期もありますが、今は減少気味かなと考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 3件といたしましたけれども、イノシシのほう。これは補正のもので3件ということなのか、全体としたら年単位では幾ら、何件なのか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 当初、105万円ほど予算を計上してございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最後ですけれども、51ページの7款1項2目の中小企業振興資金保証料補給金、これは新規件数がふえているということだったんですけれども、これは、この増の原因といたしますか、新規の。その辺がわかりましたら教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 新規の件数がふえている要素でございますけれども、まず貸付の率を2.2%だったものを1.9%に下げております。それが一つの要因と、あと震災からはや6年ということで、徐々に新たにもう一度再開させたいとかそういう方がふえてきたのと、先ほど言ったように、利率が下がって借りやすくなったのではないかとということが要因と考えられております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 2点。庁舎建設基金が2億2,700万円ほどありますけれども、これの財源といたらおかしいんですけれども、どのような不用額でかき集めたのか、執行残なのか、3月の時点で2億2,700万円の庁舎建設基金を組むということは、何をもってこの財源がこのくらい出てきたのかということが1つと、もう一つは、47ページのブランディング連携推進協議会負担金、これは100万円ほど減額しているけれども、これの総体事業が幾らで、互理町の負担金が幾らで、そのうちの100万円となると、100万円という負担金の減額というのは、相当な減額率だと思う。事業のボリュームがどのくらいあって100万円減額したのかわからないけれども、その辺の中身をちょっとお話ししてください。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、第1点目の庁舎建設基金の積み立ての関係でありますけれども、こちらにつきましては、今回の補正で歳入歳出、歳入のほうが超過となりましたので、この分を庁舎建設基金に積み立てをするものでございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） この負担金、ブランディング連携推進協議会負担金の減額でありますが、こちらにつきましては、まずもって平成27年度の繰り越し分がございましたので、先にこちらのほうを運用したということでございます。若干、旅費につきましては執行を行っておりますが、その他消耗品使用料負担金につきましては、執行しなかったということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 庁舎建設基金なんですけれども、通常ならば、そういういろいろな歳入超過で執行残とかそういうものは、財政調整基金のほうに初めは持って行って、庁舎建設基金については、計画的な積み立てで毎年1億円とか2億円とかという積み立てをしていくのが通常だろうと思う。3月の決算のときには大体そういう不用額の分については財政調整基金に持って行って、もし何か目的に使うときには財調から取り崩して充当すればいいのであって、今回ぽんと一発で建設基金のほうに持ってきていると。必要なのはわかるけれども、順序からすれば財調じゃないかなという気もする。

あと、今のブランディング何だけれども、これは総体事業は幾らになっているのか。それで、今回使った平成27年の繰り越しがあるというけれども、予算が、互理

町だけの予算なのか、何町かあつての予算なのか。そういう面で、総体の何町かで組んでいるのであれば幾らで、そのうちの亙理町の負担分の100万円を落としたよと。だけれども、組織体の中で、平成27年の繰越金があったから今回減額したという話のようだけれども、そうしたら当初からそんな組む必要もないし、その辺の仕事としての執行状況がどのようになっているかということなんです。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） この連携事業につきましては、日南市と磐田市、それから亙理町で連携して行ったものでございまして、大部分が日南市で事業費を持っているものでございます。亙理の場合だと、連携ということで350万円が総事業費になります。今回も、磐田市で産業博ということでございまして、そのときに亙理のPRということで、主に都市圏からの就活活動、そういったもので行ってございます。それから、あと、亙理町独自にはございしますが、新規就農ということで、亙理高校生を対象にいたしまして、2年生でございしますが、苗とりから定植、それから育成、それから収穫まで、そういったものを事業としてやってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 財政的なことはわかりましたけれども、やっぱりこの負担金とかこういう予算を一応当初で組んで事業計画をつくって、3つの市と町ですか、ならばそれなりの効果を上げるために有効にこういう金を組んだんだから、350万円の100万円も余さないで、もうちょっと有効に使っていただいて亙理町をPRして、世の中に亙理町ありということを見せるような事業の展開をしてほしいなと私は思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成28年度互理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時20分とします。休憩。

午後 2時14分 休憩

午後 2時18分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第26号 平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 次に、日程第20、議案第26号 平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）1ページをお願いいたします。

議案第26号 平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,510万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,059万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、事業費の額の確定及び確定見込みによる減額補正が主なもので、追加となるものは共同事業拠出金の額が確定したことによるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14、15ページをお願いいたします。

補正の額の主なものを説明いたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費で

ございますが、1億2,650万2,000円を減額し、24億5,000万円とするものです。これにつきましては、医療費の給付の減少が見込まれるために減額補正するものでございます。

次に、2款2項2目退職被保険者等高額療養費は414万3,000円を減額し、1,600万円とするものです。これにつきましても、高額療養費の伸びが減少傾向になっているために減額補正するものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金は936万2,000円を追加し、1億239万8,000円とするものです。これについても、額の確定による増額となるものです。

16、17ページをお願いいたします。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金は9,990万5,000円を減額し、7億3,104万2,000円とするものです。拠出金の額が確定したことによる減額でございます。

8款1項1目特定健康診査事業費は288万4,000円を減額し、3,897万7,000円とするものですが、特定健康診査の受診者数が当初見込みより少なかったため減額となるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8、9ページをお願いいたします。

3款1項2目療養給付費等負担金は4,003万4,000円を減額し、6億7,439万8,000円とするもので、歳出の2款1項1目一般被保険者療養給付費の減少見込みにより減額補正とするものでございます。

3款2項1目財政調整交付金は1,126万円を減額し、2億4,203万3,000円とするものです。これも療養給付費等負担金同様、一般被保険者療養給付費の減少見込みにより減額するものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金は、845万8,000円を減額し、1億585万9,000円とするものです。社会保険診療報酬支払基金から確定見込み額が示されたため減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金は234万1,000円を追加し、2,559万9,000円とするものです。国の負担金同様、県の負担金の確定によるものでございます。

10、11ページをお願いします。

6款2項2目財政調整交付金は1,065万2,000円を減額し、1億9,089万円とするものです。これも国の財政調整交付金同様、一般被保険者療養給付費の減少見込み

により減額するものでございます。

7款1項1目共同事業交付金は3,269万5,000円を追加し、1億4,338万3,000円とするものです。2目の保険財政共同安定化事業交付金は1億6,814万4,000円を減額し、6億6,280万2,000円とするものですが、歳出にありました共同事業拠出金同様、県の国保連合会から確定額が示されたためにそれぞれ増額及び減額するものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金は3,573万6,000円を減額し、8,052万4,000円とするもので、今回の補正で歳入予算額に対し歳出予算額が下回ったために歳入余剰分として財政調整基金から繰り入れ分を減額するものでございます。

次のページ、12、13ページをお願いします。

11款4項1目一般被保険者第三者納付金は1,051万円を追加し、1,061万円とするものです。交通事故で国保加入者が使用した医療費分について、相手側の過失が大きい場合に相手側の自動車保険から医療費相当分が支払われるもので増額となったものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算について説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第27号 平成28年度亘理町奨学資金貸付特別会計補

正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第27号 平成28年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、平成28年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をご準備いただきたいと思います。1ページをお開きください。

平成28年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

平成28年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,132万1,000円とするものでございます。

11ページをお開きになっていただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳出において、貸付金額の確定により、198万円を減額補正するほか、9ページをお開きください。歳入において奨学教育貸付収入として339万6,000円を追加補正するものでございまして、歳入歳出差し引きによる歳入超過額541万3,000円を奨学教育基金積立金として追加補正するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成28年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成28年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号 平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第28号 平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亶理町公共下水道事業特別会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第28号 平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,886万3,000円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

2款2項1目流域下水道事業費301万5,000円の減額補正ですが、阿武隈川下流流域下水道建設負担金額の確定によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金1万5,000円の減額補正ですが、今回の補正での起債対象事業費の減によりまず一般会計からの繰入金が減額ということでございます。

7款1項1目下水道事業債300万円の補正ですが、流域下水道の建設負担金の確定に伴い流域下水道債300万円を減額することによるものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、こちらにつきましては、年度内に完成が難しい3件の事業ということで計上してございます。上から下水道事業費、公共下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業ほか2事業で、工事件数が6件、委託件数が2件、合計で1億7,422万3,000円の限度額を設定するというところでございます。

続きまして、その下の第3表地方債補正の変更ということで、流域下水道事業債を300万円減額し、限度額を1,200万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第29号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正  
予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第29号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正  
予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第29号の説明をいたします。

それでは、別冊の平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算書（第4号）を  
ご用意願います。初めに1ページをお開きください。

議案第29号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）は、次に  
定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ2億7,203万6,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳入から説明いたしますので8ページをお開きください。今回  
の補正につきましては、昨年9月から12月までのはらこめしのシーズンに合わせ運  
営委託しましたレストランの営業実績に基づき、1款1項5目使用料収入について  
145万9,000円減額補正するとともに、同額を4款1項1目わたり温泉島の海運営基  
金からの繰入金として追加補正するものが主なものでございます。

次に、歳出について説明いたしますので、10ページをお開きください。

先ほどの歳入における基金利子及び寄附金の確定に伴い2款1項1目わたり温泉  
島の海運営基金積立金を1万6,000円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番高野孝一議  
員。

9番（高野孝一君） 9ページになります。収入で使用料収入、これは9月の補正でモリ  
プレゼンスがはらこめしの委託販売をするということで、使用料が274万8,000円計  
上しております。これは売上げの8%ということで、これは売上げに換算しま

すと約3,435万円です。残念ながら、結果を見ますと、使用料がマイナスの145万9,000円。実際の使用料の収入が幾らかというところだと128万9,000円です。これは、売上げにしますと1,611万2,500円になります。当初の予想から見ますと47%しか売上げがなかったという、すごく残念な結果かなと私は思うんですけども、もし課長のほうでわかればいいんですけども、この要因、どうして当初の予想から見れば2割、3割なら仕方ないにしても、47%どまり、53%のダウンになったのか、説明してもらえればと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ダウンの原因でございますけれども、今回は、民間に委託して民間の力をお借りして売上げを伸ばそうということで今回レストランのほうを運営委託したんでございますけれども、まずは、歳入の予算の計上というか、モリプレゼンスから提案をいただいたもので当初載せていただきましたので、その見込みがちょっと多かったのかということもございます。まずそれが一つと、あとは、昨年度、はらこめしの時期に合わせて町のほうでいろいろなPRをやってまいりました。さらに荒浜地区に「あら浜寿司」が新たに開業したということもございまして、店の軒数が1軒ふえて、さらにお客様が連日並ぶような状況にもなっておりますので、そちらのお店の営業がすばらしかったといえますか、そちらの影響も多少あったのかと私は思っておるんですけども、ただ、「あら浜寿司」を初め、荒浜を中心に今回ののはらこめしの時期にどのくらいの人が入ったのかというのはある程度調査をさせていただいたんですけども、軒並みアップしていたのは事実でございます。ですから、わたり温泉鳥の海は少し見込みから下がったということは実際でございますけれども、ほかの店の売上げ状況を見ますと、荒浜のほうにはらこめしを食べに来たお客様は大分ふえたのではないかと、総体的にはそのように考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 確かに、集客力のあるお店がぽつっと出てしまいますと、そのほうにお客さんが集中しますので、既存のお店の売上げが減ると。これは仕方ない原理になります。そこで、今回モリプレゼンスに使用料収入ということで当初の見込みから約半分ほど減額になりました。その中で、わたり温泉鳥の海そのものの会計とすればどのくらいの収益が出たのか。計算していると思うんですけども、

その辺をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回の利用収入に対しまして、町の支出といたしましては、清掃が入りました。そちらが53万7,000円ほど清掃のほうにかかっております。ということで、収益が大体75万円ほどの収益という形になります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第30号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第30号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） それでは、議案第30号を説明いたします。別冊の平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

議案第30号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,538万7,000円とするものでございます。

歳出のほうの11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、委託料の社会保障・税番号制度に係る総合運用テストの業務委託料といたしまして114万円を減額するものでございます。これにつきましては、宮城県の後期高齢者医療広域連合からの指示によるものでございます。

続きまして、8、9ページの歳入のほうをお願いいたします。

1款1項1目事務費繰入金ですが、同額を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成28年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成28年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君）では、報告第1号についてご説明申し上げます。66ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号、専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成29年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

では、次のページに専決処分書がありますので、読み上げさせていただきます。

専決処分書。平成28年度亘理第5-1号汚水枝線（その3）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成28年度亘理第5-1号汚水枝線（その3）工事でございます。

工事の契約締結年月日が平成28年9月8日であります。変更の契約年月日が平成29年2月10日であります。

変更前の請負契約でございますけれども、5,454万円。変更後の請負金額が5,300万1,000円でございます。153万9,000円の減額となるものでございます。

契約の相手方でございますけれども、亘理町字東郷209番地の5、阿部春建設・小野工務店・北紘建設、復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

5番目に、工事の概要を載せておりますけれども、路線の延長、これは開削の工事でございますけれども、148.8メートルで変更前と同じでございます。塩化ビニル管のパイ200ミリメートルでございますけれども、これも124.7メートルで変更前と同じでございます。またさらには、硬質塩化ビニル管のパイ200が推進工法で行ったものでありますけれども、24.1メートル。変更前と同じです。この変更の中身でありますけれども、施工手順の変更に伴いまして、組立マンホールがあるわけありますけれども、3号のマンホールを1号マンホールに変更するものでございます。また、本工事の上流部に接続する次期工事等との施工性を考慮いたしまして、組立式1号マンホールを削減するものでございます。マンホール設置工につきましては、6カ所から5カ所、公共ますの設置工でありますけれども、これも隣接土地所有者等の要望等によりまして1カ所から3カ所に増工するものでございます。

工期については、2月の28日で変更前と同じでございます。

69ページが位置図でございます。

以上で報告1号についての説明を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第1号 専決処分の報告について説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承を願います。

日程第26 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第26、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、70ページをお開き願いたいと思います。説明させていただきます。

報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

平成29年2月13日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

右のページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。平成28年12月23日に亙理町逢隈下郡字椿山107番地1の町有地三十三間堂官衙遺跡南側通路用地で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

内容的には、12月23日の強風で町有地の杉の木が折れまして、隣の民地の物置等の屋根等に損害を与えた案件でございます。

次に、72ページをごらんいただきたいと思います。

和解の内容ですけれども、和解及び損害賠償の額について。

平成28年12月23日に亙理町逢隈下郡字椿山107番地1の町有地三十三間堂官衙遺跡南側通路用地で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

和解の相手方。仙台市太白区茂ヶ崎3丁目2番5号、高橋都。

和解の内容。（１）亙理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金6万2,100円を支払うものとする。（２）相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、意義の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第2号 専決処分の報告について説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時52分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亙 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 小 野 典 子

署 名 議 員 高 野 進